

# 指定介護老人福祉施設 橘の丘 重要事項説明

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 095-839-7330  
担当 介護支援専門員 松尾 久美  
生活相談員 中村 拓己

\*ご不明な点がございましたら、何なりとお尋ね下さい。

## 1. 介護老人福祉施設 橘の丘 の概要

### (1) 施設の名称・所在地等

事業所番号 長崎県第4270104906号  
事業所名 特別養護老人ホーム 橘の丘  
所在地 長崎市春日町284-2

### (2) 施設の職員体制

施設長 1名（短期入所生活介護と兼務）  
生活相談員 2名（常勤非専従 2名）  
介護支援専門員 1名（常勤非専従 1名）  
管理栄養士 1名（短期入所生活介護と兼務）  
機能訓練指導員 1名（短期入所生活介護と兼務）  
医師（非常勤） 3名  
看護職員 4名（短期入所生活介護と兼務）  
介護職員 29名（夜勤時1名は短期入所生活介護と兼務）  
事務職員 2名（短期入所生活介護と兼務）

### (3) 施設の設備等の概要

定員 50名  
個室 50名（全室個室）  
浴室 2室  
医務室・静養室 1室  
機能回復訓練室 1室  
食堂・談話室 1室

\*10室が1ユニット（グループ）の小規模生活単位型施設です。

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ 送迎
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 生活相談
- ⑧ 健康相談
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ 趣味活動
- ⑪ その他

#### 4. 利用料金

##### (1) ご利用者の要介護度とサービス利用料金

###### ① 介護報酬単位

要介護1	670単位/日
要介護2	740単位/日
要介護3	815単位/日
要介護4	886単位/日
要介護5	955単位/日

\*入所期間中に入院または外泊された場合の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

###### ② 加算単位

サービス提供体制強化 (I)	22単位/日
サービス提供体制強化 (II)	18単位/日
サービス提供体制強化 (III)	6単位/日
	(上記I・II・IIIの内いずれか一項目)
看護体制 (I)	6単位/日
看護体制 (II)	13単位/日
配置医師緊急時対応 (早朝・夜間)	650単位/回
配置医師緊急時対応 (深夜)	1300単位/回
配置医師緊急時対応 (日中時間外)	325単位/1回
個別機能訓練 (I)	12単位/日
個別機能訓練 (II)	20単位/月
個別機能訓練 (III)	20単位/月
生活機能向上連携 (II)	100単位/月
ADL維持等加算 (I)	30単位/月
ADL維持等加算 (II)	60単位/月
自立支援促進加算	280単位/月
特別送迎通院加算	594単位/回
協力医療機関連携加算	100単位/月
退所時情報提供加算	250単位/回
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5単位/月
新興感染症等施設療養	240単位/5日間
認知症チームケア推進加算 (I)	150単位/月
認知症チームケア推進加算 (II)	120単位/月
退所時栄養情報連携加算	70単位/月
生産性向上推進体制加算 (I)	100単位/月

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月
初期加算	30単位/日
外泊時費用	246単位/日
療養食	6 単位/回（必要な方のみ）
経口移行	28単位/日
経口維持（Ⅰ）	400単位/月
経口維持（Ⅱ）	100単位/月
看取り介護（Ⅰ）	① 72単位/日
	② 144単位/日
	③ 680単位/日
	④ 1280単位/日
看取り介護（Ⅱ）	① 72単位/日
	② 144単位/日
	③ 780単位/日
	④ 1580単位/日
	（Ⅰ・Ⅱの内いずれか一項目）
安全対策体制	20単位/回
日常生活継続支援	46単位/日
在宅復帰支援機能	10単位/日
在宅・入所相互利用	40単位/日
自立支援促進	300単位/月
認知症行動・心理症状緊急対応	200単位/日
認知症専門ケア（Ⅰ）	3単位/日
認知症専門ケア（Ⅱ）	4単位/日
夜勤職員配置（Ⅱ）	27単位/日
夜勤職員配置（Ⅳ）	33単位/日
	（上記Ⅱ・Ⅳいずれか一項目）
褥瘡マネジメント（Ⅰ）	3単位/月
褥瘡マネジメント（Ⅱ）	13単位/月
	（上記Ⅰ・Ⅱいずれか一項目）
排せつ支援（Ⅰ）	10単位/月
排せつ支援（Ⅱ）	15単位/月
排せつ支援（Ⅲ）	20単位/月
	（上記Ⅰ～Ⅲいずれか一項目）
介護職員処遇改善（Ⅰ）（所定単位×83/1000）/月	
介護職員処遇改善（Ⅱ）（所定単位×60/1000）/月	
介護職員処遇改善（Ⅲ）（所定単位×33/1000）/月	
	（上記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内いずれか一項目）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位×27/1000）/月	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（所定単位×23/1000）/月	

(上記Ⅰ・Ⅱのいずれか一項目)

介護職員等ベースアップ等支援加算	(所定単位×16/1000)/月
栄養マネジメント強化	11単位/日
再入所時栄養連携	200単位/回
口腔衛生管理(Ⅰ)	90単位/月
口腔衛生管理(Ⅱ)	110単位/月
科学的介護推進体制(Ⅰ)	40単位/月
科学的介護推進体制(Ⅱ)	50単位/月

(2) 食費と居住費の料金

食費	第1段階の方	日額	300円
	第2段階の方	日額	390円
	第3段階①の方	日額	650円
	第3段階②の方	日額	1,360円
	第4段階の方	日額	1,445円
食費の内訳(朝食:280円・昼食+おやつ:625円・夕食:540円)			
居住費	第1段階の方	日額	880円
	第2段階の方	日額	880円
	第3段階の方	日額	1,370円
	第4段階の方	日額	2,790円

(3) その他の料金

理美容代(1,900~2,000円:直接業者へ支払い)  
行事参加費等は、実費徴収させていただきます。

(4) 支払い方法

月末〆切の10日以降にご請求致します。

(ア)現金御支払いの場合 ⇒ 翌月末までに事業者事務室へ現金をご持参頂きます。

(イ)金融機関自動振替の場合 ⇒ 毎月26日に引き落としさせていただきます。

なお、26日が金融機関休業日の場合には、翌営業日となります。  
金融機関自動振替に係る引き落とし事務手数料(80円+税)につきましては、ご利用者負担となります。

5. 入退所の手続

(1) 入所手続

①要介護1以上の認定を受けた方で、入所を希望される方は、直接来所されるか、電話等でご連絡をお願い致します。

②入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は、要介護認定の期間と同じです。

ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

※詳細は、介護支援専門員 松尾 久美

生活相談員 中村 拓己 にお尋ね下さい。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①他の介護保険施設や、認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合。

②介護認定区分が、非該当(自立)、要支援となった場合。

③ 利用者様の死亡、又は被保険者資格を喪失した場合。

④ その他

- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも関わらず、10日以内にお支払いいただけない場合、又は利用者様が当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。
- ・ 利用者様が、病院又は診療所に入院し、明らかに1か月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院1か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただき場合がございます。  
なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。  
この場合、契約終了30日前までに文書で通知致します。

## 6. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 橘の丘事業理念

人にやさしく、自然にやさしく、すべてに愛をそそぎます。

### (2) サービスのご利用のために

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| ○男性介護職員の有無    | 有                             |
| ○従業員の研修の実施    | 有 内部研修月1回、外部研修随時              |
| ○サービスマニュアルの作成 | 有                             |
| ○身体的拘束の有無     | 無 (但し、ご家族の同意を得た上で、行うことができます。) |

### (3) 施設利用に当たっての約束事項

- |             |                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| ○面会         | 特に定めはございません。但し、深夜、早朝等は、予めご連絡頂ければ幸いです。又、面会簿にご記入ください。 |
| ○外出・外泊      | 特に定めはございません。                                        |
| ○金銭、貴重品の管理等 | 基本的には本人様に管理して頂きます。<br>但し、申し出て頂ければ、事務所で預かり致します。      |
| ○その他        |                                                     |

## 7. 事故発生時の対応

事故対応フロー図に従って適切且つ迅速に対応させていただきます。  
詳細は介護事故防止・対応マニュアルによる。

## 8. 非常災害対策

消防計画を作成し、定期的な防災訓練、防災教育を全職員対象で開催し、周知徹底に努めます。

## 10. 人権擁護と高齢者虐待防止法

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (職・氏名) ・施設長 三宅 基次

②事業所は、虐待防止のための指針を整備します。

③事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

④サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを通報します。

## 11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

### 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ①事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。
- ②サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ③緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人等に、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。
- ④事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ⑤身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

## 11.1. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当施設における苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に関しては、受付窓口である下記担当者を通じて、所定の文書掲示のもとに解決を図るものとします。

○苦情受付窓口	介護支援専門員 松尾 久美 生活相談員 中村 拓己	
○解決責任者	施設長 三宅 基次	
○第3者委員	有料老人ホーム マーガレット 施設長 今村 洋	TEL095 - 839 - 0880
	特別養護老人ホーム 南陽の丘 施設長 桑原泰久	TEL095 - 832 - 5588

### (2) 当施設以外に、長崎市高齢者すこやか支援課又は、長崎県健康保険連合会の相談・苦情窓口でも受け付けています。

#### 長崎市高齢者すこやか支援課

所在地	長崎市魚の町4番1号
電話番号	095-829-1146
受付時間	月曜日～金曜日（祝日を除く）8時45分～17時30分

#### 長崎県健康保険連合会

所在地	長崎市今博多町8番地2 長崎県国保会館内
電話番号	095-826-1599
受付時間	月曜日～金曜日（祝日を除く）9時00分～17時00分

## 11.2. 嘱託医・協力医療機関

- ① 嘱託医  
医療機関の名称 医療法人 今村 たちばなペイクリニック  
所在地 長崎市網場町487番地8  
診療科 内科、消化器内科、整形外科、眼科
- ② 協力病院  
医療機関の名称 長崎県済生会病院  
所在地 長崎市片淵1丁目13番26号  
診療科 内科・外科 他
- ③ 医療機関の名称 西岡歯科医院

所在地 長崎市白木町1番8号  
診療科 歯科

### 13. 当法人の概要

名称 法人種別 社会福祉法人 日春会（しゃかいふくしほうじん にっしゅんかい）  
代表者役職氏名 理事長 今村 汪  
本部所在地 長崎市春日町284番2

定款の目的に定めた事業 （1）第1種社会福祉事業  
（イ）特別養護老人ホーム橘の丘設置経営  
（2）第2種社会福祉事業  
（イ）老人デイサービス事業（橘の丘）  
（ロ）老人短期入所事業（橘の丘）

・・・・・・・・・・ 契約をする場合は以下の確認をすること・・・・・・・・・・

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所に当たり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 日春会（事業所番号4270104906）

所在地 長崎市春日町284番2

名称 介護老人福祉施設 橘の丘

説明者 所属

氏名

私は契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意しました。

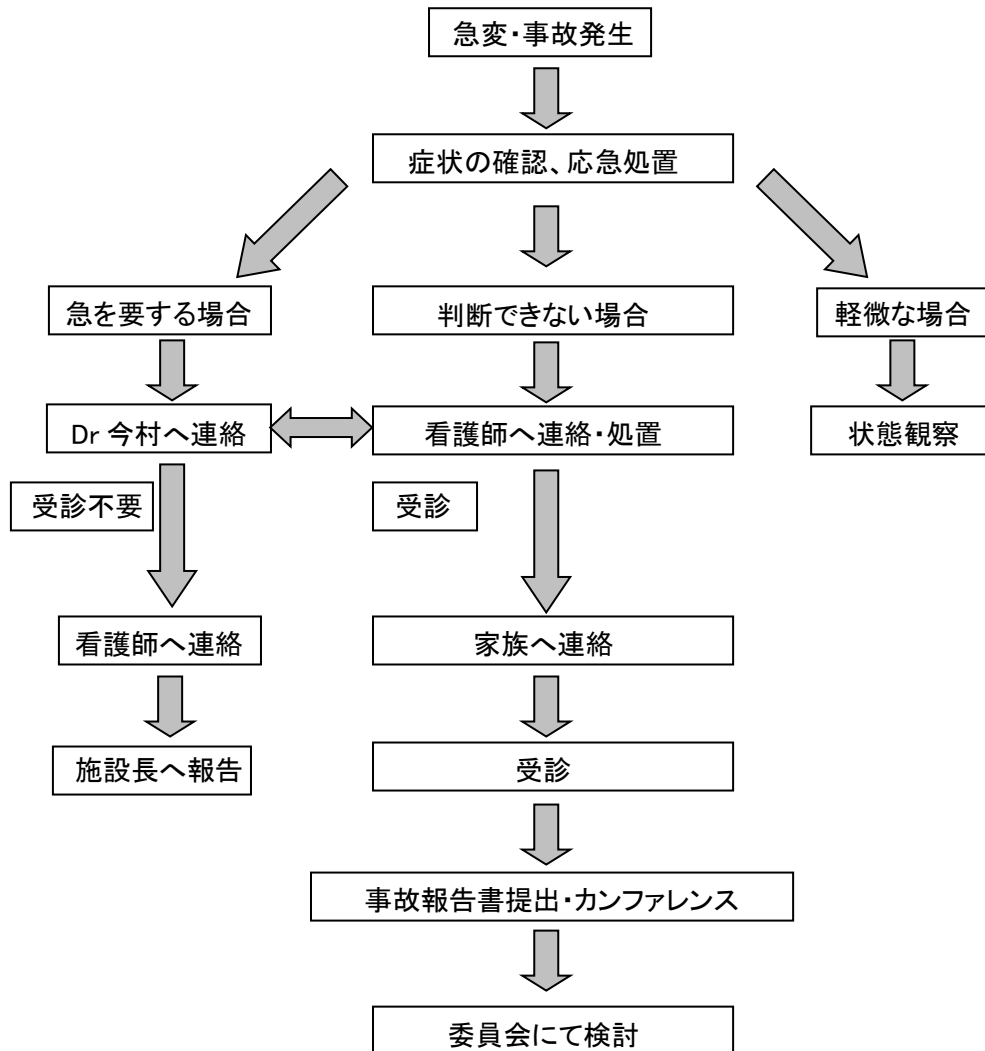
利用者様 住所

氏名

代理人 住所

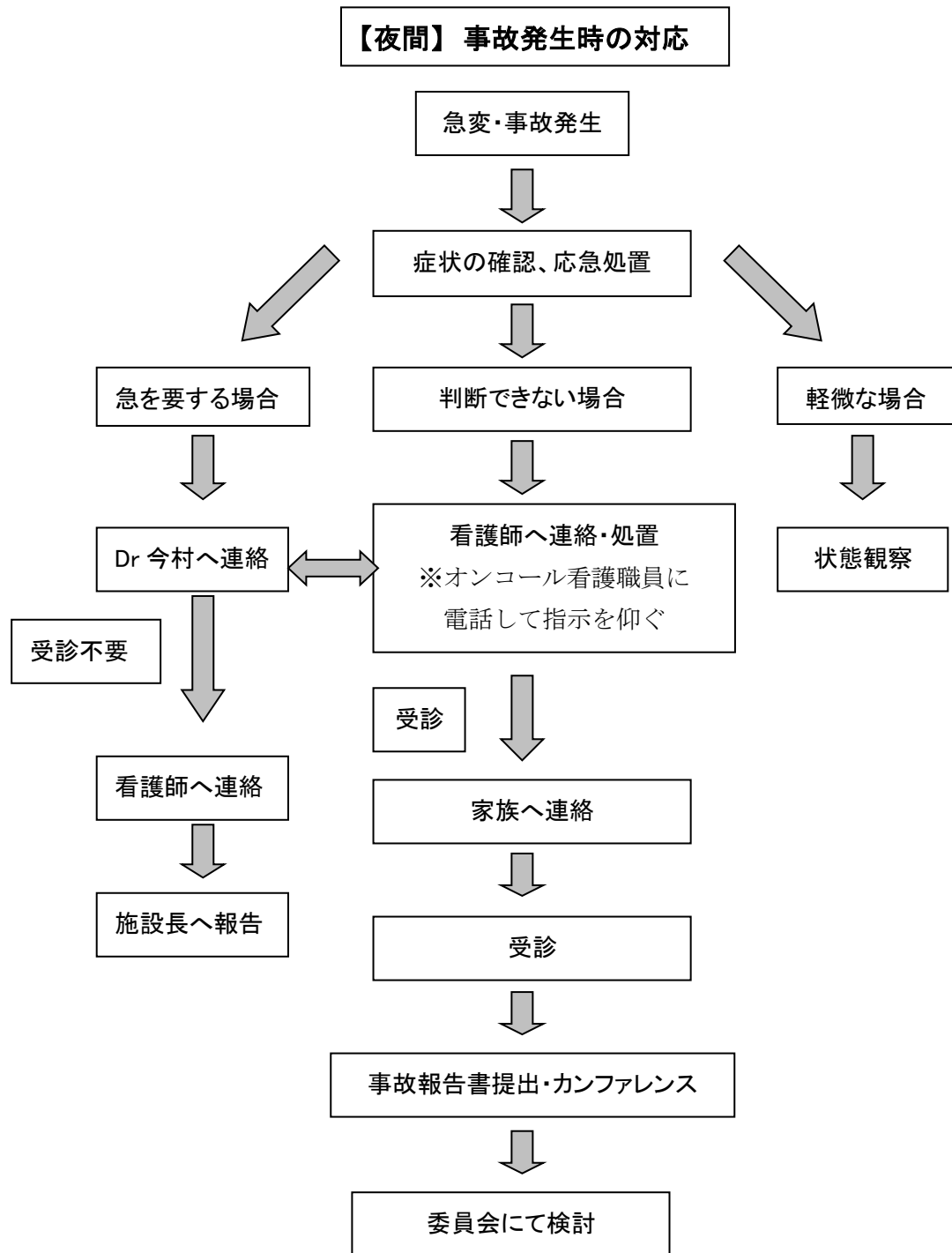
氏名

【昼間】事故発生時の対応



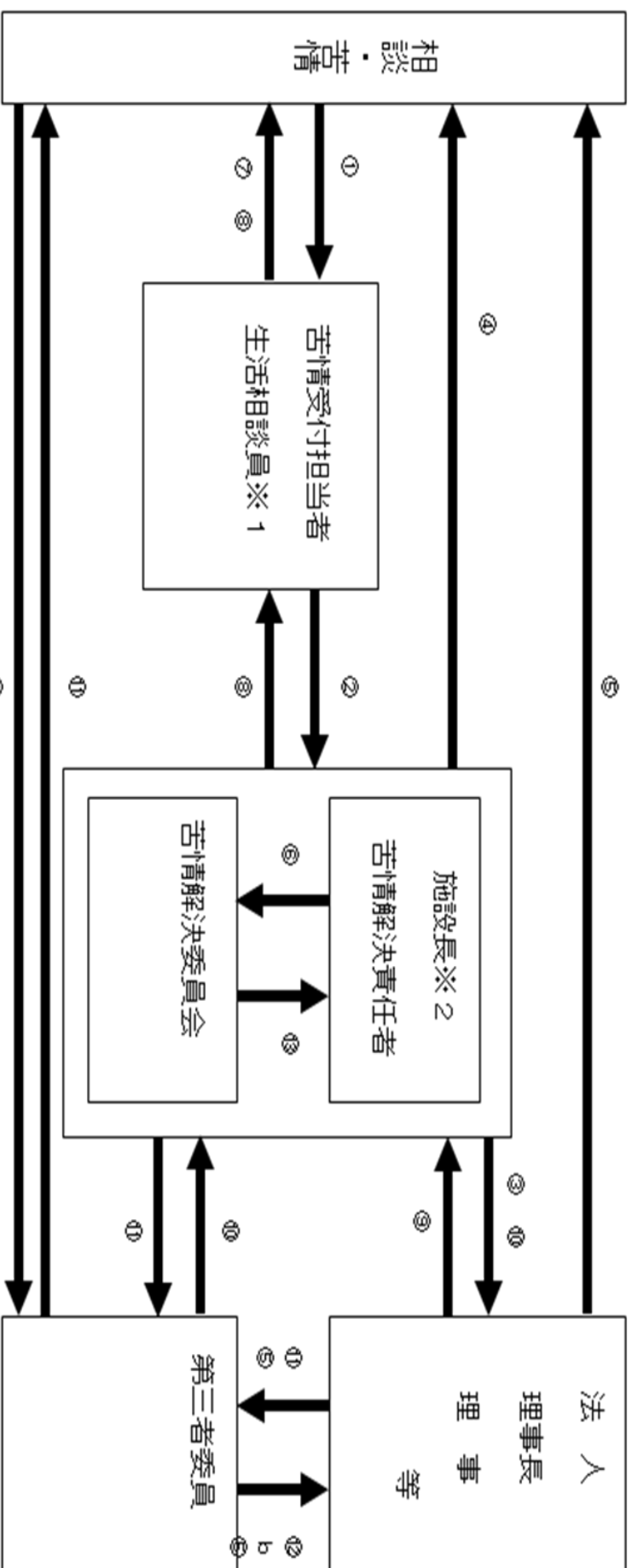
1. 事業所は、介護事故発生時における手順を定め、適切な対応を速やかに行います。
2. 従業者は、介護事故が発生した場合は、まず状態を確認し可能な限りの応急処置を行います。
3. 状態によっては医師に連絡致します。軽微なものは様子観察、判断のつかないものは看護職員へ連絡し、指示を仰ぎます。なお、重大なものにつきましては管理者へ連絡致します。
4. 医療機関の受診となった場合は、受診前にご家族へ連絡致します。重大なものにつきましてもご家族へ連絡し、誠意を持って対応致します。
5. 以上一連の手順が終了しましたら、できる限り速やかに事故報告書を作成します。また、保険者へ報告致します。





1. 事業所は、介護事故発生時における手順を定め、適切な対応を速やかに行います。
2. 従業者は、介護事故が発生した場合は、まず状態を確認し可能な限りの応急処置を行います。
3. 状態によっては医師に連絡致します。軽微なものは様子観察、判断のつかないものは看護職員へ連絡し、指示を仰ぎます。なお、重大なものにつきましては管理者へ連絡致します。
4. 医療機関の受診となった場合は、受診前にご家族へ連絡致します。重大なものにつきましてもご家族へ連絡し、誠意を持って対応致します。
5. 以上一連の手順が終了しましたら、できる限り速やかに事故報告書を作成します。また、保険者へ報告致します。

# 苦情解決対応フローチャート



## ①相談・苦情

- ②受付担当で解決できなかった場合
- ③苦情解決責任者でも解決せず、法人全体としての対応が必要な場合
- ④②の場合の解決
- ⑤本部対応
- ⑥施設長判断にて召集の受付担当者にて解決
- ⑦苦情解決委員会の委員同席にて解決

## ③本部指示

- ⑩全ケース報告
- ⑪説明
- ⑫対応
- ⑬検討報告